

## 職員の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の人件費率
平成26年度	51,702人	14,203,007千円	624,517千円	2,091,384千円	14.7%	16.0%

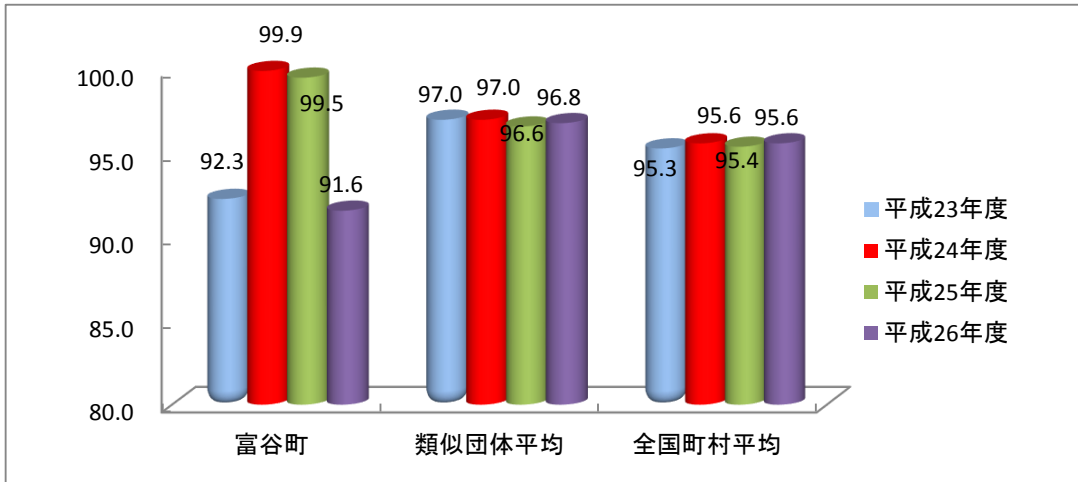
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	267人	919,453千円	149,030千円	341,766千円	1,410,249千円	5,281千円

(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
5,601千円

- (注) 1 普通会計決算とは、「地方財政状況調査（決算統計）」に基づいて、分類・集計した値です。  
 なお、普通会計とは当町の場合、ほぼ一般会計と同意義の会計を指します。  
 2 職員数は平成26年4月1日現在の職員のうち、普通会計に属していた人数です。  
 3 職員手当には退職手当は含まれておりません。後段4(2)をご覧ください。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体の指数を単純平均した値です。  
 県内の類似団体は、大河原町、柴田町、亶理町、七ヶ浜町、利府町、大和町、美里町です。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。
- ※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成26年度	370,233円	369,149円	1,084円	0.28%	0.27%	0.27%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給 月数
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成26年度	3.98月	3.95月	0.03月	0.05月	4.10月	4.10月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

〔実施〕

未実施の理由

②地域手当の見直し

(支給割合)国基準4%に対し、富谷町においても4%を支給。

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30. 4. 1)	平成27年度の支給割合
国基準の支給割合	3%	6%	4%
富谷町の支給割合	3%	6%	4%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富谷町	43.5歳	307,754円	366,489円	343,461円
宮城県	42.3歳	323,015円	402,407円	357,738円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.3歳	316,054円	372,370円	—

※国は、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく特例減額後の額

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職	平均年齢	平均給与月額 (B)	
富谷町	49.2歳	25人	262,552円	305,322円	290,522円				—
うち用務員	54.4歳	3人	298,433円	330,057円	325,624円	用務員			—
うち清掃員	48.5歳	3人	247,553円	282,068円	272,688円				
うち学校給食員	45.0歳	8人	259,438円	309,500円	293,345円	調理師			—
うち自動車運転手	*	2人	*	*	*	自家用乗用自動車 運転手			—
うち調理員	*	2人	*	*	*				
うち土木業務員	48.5歳	4人	291,425円	342,072円	322,442円				
宮城県	51.8歳	204人	328,544円	371,143円	351,954円				
国									
類似団体									

※国は、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく特例減額後の額

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
富谷町			
うち用務員	5,236,862円	2,747,000円	1.91
うち学校給食員	4,910,335円	3,115,100円	1.58
うち自動車運転手	*	3,277,700円	—

(注)

- 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において集計・公表されております。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算しております。
- 民間データについては、「賃金構造基本統計調査」において公表されている値（H23～25の3カ年平均）です。
- 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、当町職員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク（\*）と表記しております。

### (2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日）

区分	富谷町	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	174,200円	180,800円	174,200円
	高校卒	142,100円	146,500円	142,100円
技能労務職	高校卒（上限）	186,000円	144,200円	139,500円
	高校卒（下限）	139,500円		
	中学卒（上限）	168,100円	127,700円	—
	中学卒（下限）	123,900円		

(注)

当町技能労務職の初任給については、上限と下限の範囲内で他の職員との均衡、経歴などの状況を考慮して決定されます。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	該当なし	260,300円	325,080円
	高校卒	該当なし	該当なし	295,100円
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	261,567円
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし

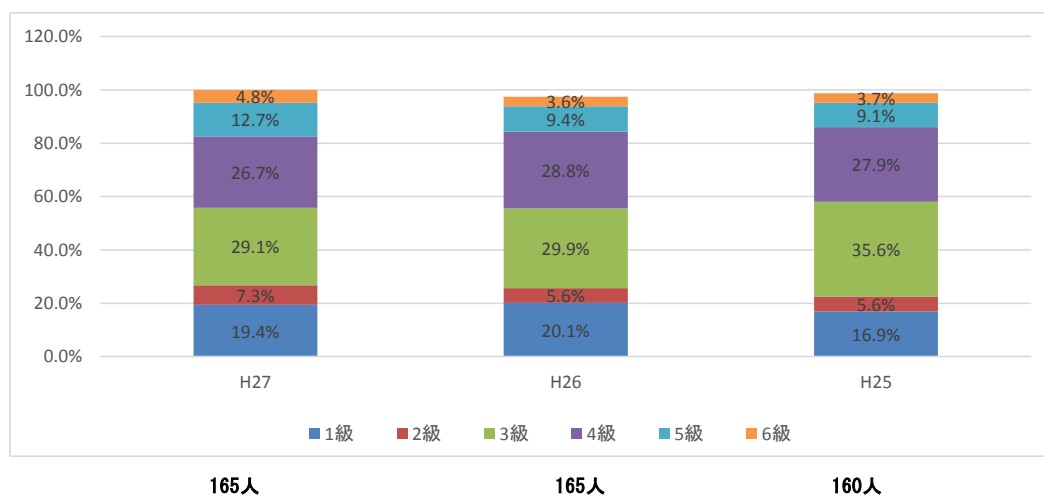
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職名	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う主事、技師、保育士、看護師、栄養士、社会福祉士、幼稚園教諭、保健師又は社会教育主事の職務	主事等	32人	19.4%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	主事等	12人	7.3%
3級	主任主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	主幹・主任主査・主査	48人	29.1%
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	課長補佐・主幹	44人	26.7%
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	課長・参事	21人	12.7%
6級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務	部長	8人	4.8%
計			165人	100.0%

- (注) 1 富谷町の給与条例に基づく給料表の級区分による一般行政職の職員数です。  
 2 標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

#### 【級別職員数構成比の推移】



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合しました。

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

所属長による勤務状況の判定により昇給区分を決定

4 職員の手当の状況

※水道事業会計に属する職員は除いて集計しています。（後段7参照）

(1) 期末手当・勤勉手当

富 谷 町		宮 城 県		国	
1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,275千円		1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,645千円		1人当たり平均支給額（平成26年度） —	
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.7) 月分		(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分		(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.7) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 【有】 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 【有】 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 【有】 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事考課により支給区分を決定

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

富 谷 町			宮 城 県		
自己都合		応募認定・定年	自己都合		応募認定・定年
【支給率】			【支給率】		
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	22.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
【平成26年度 1人当たりの平均支給額】 10,635千円（勸奨・定年 18,810千円）			【平成26年度 1人当たりの平均支給額】 1,557千円（勸奨・定年 22,371千円）		
【その他加算措置】 定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）			【その他加算措置】 定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に当町を退職した職員に支給された平均額です。  
2 支給率については、国・県と同じです。

(3) 地域手当

支給実績（平成26年度決算）	31,680千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成26年度決算）	112,740円

平成27年4月1日現在の支給状況

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	18%	1人	18%
仙台市	6%	5人	6%
富谷町	4%	278人	4%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			92.2% (92.2%)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 時間外勤務手当

平成26年度決算		平成25年度決算	
支給実績	職員1人当たりの平均支給年額	支給実績	職員1人当たりの平均支給年額
42,858千円	201,211円	29,198千円	132,116円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当①（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円） 3 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】－12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円＋（【家賃】－23,000円）／2 （限度額27,000円）	同じ	—
通勤手当	1 交通機関の利用者 【6か月定期券相当額】を4月及び10月に支給する。 （限度額：1か月当たりの運賃相当額55,000円） 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等の使用者 使用距離（片道）により、2,000円～31,600円 イ 普通自動車等以外の交通用具使用者 使用距離（片道）により、2,000円～31,600円	同じ	—
管理職手当	職及び職務の給により、31,000円～51,000円		
単身赴任手当	転居により住居を移転し、配偶者等と別居して単身で生活する職員 26,000円（月額） ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて6,000円～58,000円加算する。	同じ	—
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×支給割合（135/100）×勤務時間数	同じ	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×支給割合（25/100）×勤務時間数	同じ	—
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき4,200円 ただし、5時間未満の場合2,100円	同じ	—
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合、又は災害への対処その他の臨時又は緊急の場合に週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 2,500円～7,000円	同じ	—
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で、住所等を離れて県内に滞在した場合に支給 支給額 一日につき、最高6,620円		

その他の手当②（平成26年度決算）

手当名	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	25,924千円	256,673円
住居手当	12,679千円	325,103円
通勤手当	16,592千円	67,722円
管理職手当	17,132千円	503,882円
単身赴任手当	696千円	696,000円
休日勤務手当	なし	—
夜間勤務手当	なし	—
宿日直手当	なし	—
管理職員特別勤務手当	なし	—
災害派遣手当	なし	—

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区分		給料月額・報酬月額	(参考) 類似団体	
			最高額	最低額
給料	町長	812,400円		
	副町長	608,800円		
報酬	議長	298,000円		
	副議長	246,000円		
	議員	232,000円		
期末手当	町長	(平成26年度支給割合)		
	副町長	2.95月分		
退職手当	議長	(平成26年度支給割合)		
	副議長	3.15月分		
	議員			
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	$812,400 \times \text{在職月数} \times 0.44$	17,157,888円	任期毎
	副町長	$608,800 \times \text{在職月数} \times 0.26$	7,597,824円	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

(単位:人)

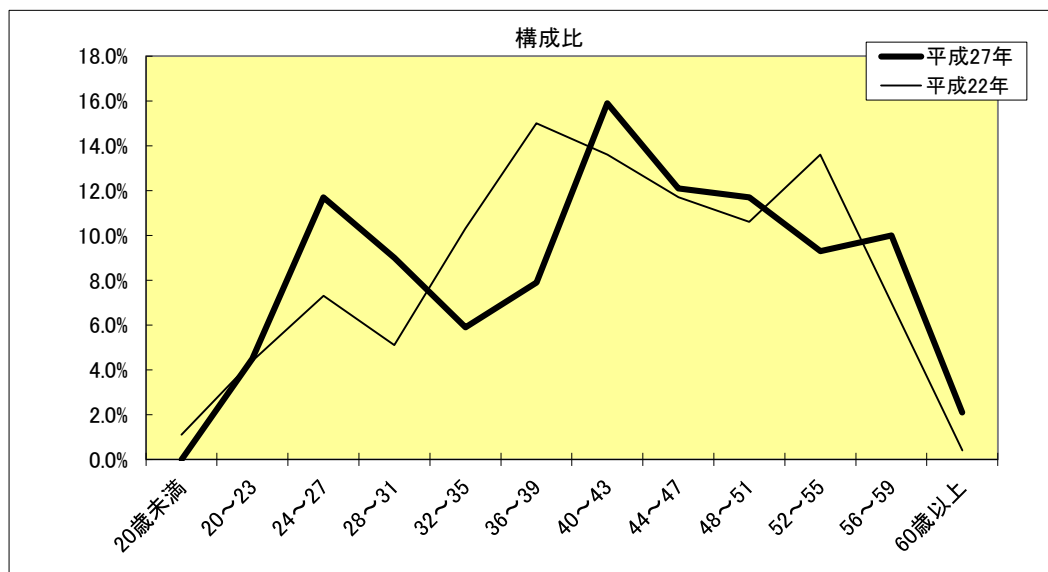
区分	部 門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成26年		
普通会計部門	議会 (議会事務局)	4	4	0	
	総務 (経営企画課, 総務課, 財政課, 町民生活課の一部, 会計課等)	65	64	1	人事異動に伴う増
	税務 (税務課)	21	23	△ 2	人事異動に伴う減
	民生 (子育て支援課, 長寿福祉課の一部, 保育所 等)	73	64	9	人事異動に伴う増
	衛生 (子育て支援課, 健康増進課, 町民生活課の一部 等)	19	24	△ 5	人事異動に伴う減
	農林水産 (産業振興課の一部)	6	5	1	人事異動に伴う増
	商工 (産業振興課の一部)	2	2	0	
	土木 (都市整備課, 都市計画課)	22	21	1	人事異動に伴う増
	小 計	212	207	5	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 <b>41.00人</b> (類似団体) 人口10,000人当たりの職員数
	特別行政部門	教育 (学校教育課, 生涯学習課等)	59	62	△ 3
小 計	59	62	△ 3	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 11.41人	
普通会計部門 計		271	269	2	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 <b>52.42人</b> (類似団体) 人口10,000人当たりの職員数
公営企業等会計部門	水道 (上下水道課の一部・・・水道事業会計)	6	7	△ 1	
	下水道 (上下水道課の一部・・・下水道事業特別会計)	2	3	△ 1	
	その他 (税務課及び健康増進課の一部・・・国民健康保険特別会計 長寿福祉課の一部・・・介護保険特別会計 等)	11	10	1	
	小 計	19	20	△ 1	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 3.67人
合 計		290 (297)	289 (297)	1 (0)	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 56.10人

(注) 1 職員数には、町長等特別職及び議会議員は含まれておりません(但し、平成26年度には教育長は含みます。以下の表、同様です。)

2 ( ) 内は、条例定数の合計です。



(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
平成27年職員数	人	13人	34人	26人	17人	23人	46人	35人	34人	27人	29人	6人	290人
平成22年職員数	3人	12人	20人	14人	28人	41人	37人	32人	29人	37人	19人	1人	273人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	191	195	198	201	207	212	21 (11.0%)
教育	59	58	57	57	61	59	0 (0.0%)
普通会計計	250	253	255	258	268	271	21 (8.4%)
公営企業等会計計	23	21	20	20	21	19	△ 4 (△17.4%)
総合計	273	274	275	278	289	290	17 (6.2%)

7 公営企業（水道事業）職員の状況

(1) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 26年度	1,013,609千円	92,150千円	53,528千円	5.28%	5.50%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 26年度	7人	27,631千円	5,275千円	10,737千円	43,643千円	6,234千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれておりません。後段(3)②をご覧ください。  
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

(参考) H25市町村平均 一人当たり給与費

(2) 職員の基本給、平均月収額および平均年齢の状況（平成27年4月1日）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富谷町	48.4歳	340,905円	379,569円
団体平均	43.5歳	306,859円	340,249円

- (注) 1. 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。  
2. 平均月収額は、基本給、期末勤勉手当及び諸手当の合算額です。

(3) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

富 谷 町		富谷町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,534千円		1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,275千円	
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7) 月分		(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 【有】 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 【有】 ・役職加算 5~15%	

- (注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（平成27年4月1日現在）

富 谷 町			富谷町（一般行政職）		
	自己都合	応募認定・定年		自己都合	応募認定・定年
【支給率】			【支給率】		
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
【1人当たりの平均支給額】			【1人当たりの平均支給額】		
	* (平成26年度)			10,635千円 (平成26年度)	
	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク（\*）と表記しております。

③地域手当

支給実績（平成26年度決算）	901千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成26年度決算）	128,714円

平成27年4月1日現在支給率

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	18%	0人	18%
仙台市	6%	0人	6%
富谷町	4%	7人	4%

④時間外勤務手当

平成26年度決算		平成25年度決算	
支給実績	職員1人当たりの平均支給年額	支給実績	職員1人当たりの平均支給年額
1,113千円	222,600円	942千円	134,581円

⑤その他の手当（7）（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円） 3 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】－12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円＋（【家賃】－23,000円）／2（限度額27,000円）	同じ	—
通勤手当	1 交通機関の利用者 【6か月定期券相当額】を4月及び10月に支給する。 （限度額：1か月当たりの運賃相当額55,000円） 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等の使用者 使用距離（片道）により、2,000円～31,600円 イ 普通自動車等以外の交通用具使用者 使用距離（片道）により、2,000円～31,600円	同じ	—
管理職手当	職及び職務の給により、31,000円～51,000円	同じ	—
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に支給	異なる	一般行政職には制度なし
単身赴任手当	転居により住居を移転し、配偶者等と別居して単身で生活する職員 26,000円（月額） ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて6,000円～58,000円加算する。	同じ	—
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×支給割合（135/100）×勤務時間数	同じ	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×支給割合（25/100）×勤務時間数	同じ	—
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき4,200円 ただし、5時間未満の場合2,100円	同じ	—
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合、又は災害への対応その他の臨時又は緊急の場合に週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 2,500円～7,000円	同じ	—

その他の手当（イ）（平成26年度決算）

手当名	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	1,368千円	342,000円
住居手当	*	*
通勤手当	320千円	45,714円
管理職手当	*	*
初任給調整手当	なし	—
単身赴任手当	なし	—
休日勤務手当	*	*
夜間勤務手当	なし	—
宿日直手当	なし	—
管理職員特別勤務手当	なし	—

個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク（\*）と表記しております。

（4）定員管理の数値目標及び進捗状況

7（3）の一般職の定員管理の数値目標及び進捗状況を参照してください。